



## つむぎだより No.29

=つむぎ文庫=  
(マンガ編)

8月の初旬、以前からスタッフの間で話題になっていたマンガ「キングダム（原 泰久：集英社）」を、2年前の『おすすめ本（8月号）』で皆様に紹介し、またスタッフにも推していた張本人のK氏が、そのコミックスを35巻まで（既刊65巻）、事務所にもってきてくれました。

一部のスタッフは、始業時刻前に「朝活」と称して、このコミックスで二千年前の中国史を学んでおります。（モノは言いよう）

一方、同じ勉強でも真剣さが違っていたのは、社労士試験にチャレンジするスタッフでした。忙しい合間を縫って頑張っていました。ようやく先月末、無事に受験を終えました。

ということで、そのスタッフも含め、私も以前からアニメを見ているので、内容は知っているのですが、今回改めてマンガで中国史を『お勉強』しております！！（川東）

★2022年9月号

### 1、最低賃金額 過去最大の引上げ

#### ◆令和4年度は過去最大の引上げ

8月2日、厚生労働省が令和4年度地域別最低賃金額改定の目安を公表しました。引上げ率は、昨年度は前年度平均最低賃金額の3.1%(28円)でしたが、今年度は3.3%とされ、金額にして30～31円という過去最大の引上げ額となりました。

#### ◆目安を上回る改定も

これを踏まえて、各都道府県の地方審議会における改正の議論が行われ、1週間後の8月9日までに、27の都道府県で答申もしくは公示が行われました。

このうち茨城県、兵庫県、佐賀県、熊本県では、中央最低賃金審議会が答申した額を上回る、『32円』の引上げを決定しています。また、北海道は、目安が30円との見解に対し、『31円』の引上げを決定しました。

#### ◆中小企業向けの支援策は？

一方、中央最低賃金審議会では、企業物価指数が9%超の水準で推移する中で、多くの企業では十分な価格転嫁ができず厳しい状況であること、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものである、との受止めはされています。

そのため答申では、中小企業向けの支援策に関して、政府に対する要望も盛り込まれていますが、具体的な内容はまだ明らかにされていません。

#### ◆地域別最低賃金の答申状況

8月23日、厚生労働省より、令和4年度の地域別最低賃金の答申状況による、改定額の発表がありました。この改定額をもとに、10月1日から10月上旬までの間に、順次正式決定される予定です。

目安とはいえ、答申改定額が決定金額になるのは例年のことですので、確定額と考えて、今後の対応を検討する必要があります。

#### \*令和4年度の最低賃金目安

関西の主な都道府県の答申改定額は以下の通りです。

・大阪府	1,023円
・兵庫県	960円
・京都府	968円
・滋賀県	927円
・奈良県	896円
・和歌山県	889円



## ＝季節のコラム＝

9月の第3月曜日は、「敬老の日」。今年は、9月19日です。

ハッピーマンデー制度が適用される2000年以前の敬老の日は、9月15日でしたが、その由来はいくつかあり、593年に、聖徳太子が生活困窮者や身寄りのない人を収容するための「悲田院(ひでんいん)」という、孤児院や老人ホームの役割を担った施設を大阪に建立したからとも、伝説の「老を養う若返りの水」があった『養老の滝』を717年に元正(げんしょう)天皇が御幸(ぎょこう)したためとも言われています。

杜甫が「人生七十古来希なり(じんせいしちじゅうこらいまれなり)」と詠んだ70歳以上人口が、全体の約23%を占めるこの国に住んでいることは、稀なことなんでしょうね。(鹿島)



### 社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00～18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

## 2、受けさせっぱなしはNG！ 有所見者には「受診勧奨」を

### ◆事業者にもメリットの多い「受診勧奨」

健康診断結果が、「要再検査」「要精密検査」「要医療」など有所見と判定された労働者に対して、事業者は「二次健康診断」の受診を勧奨し、その「結果を提出するよう働きかける」必要があります。

受診勧奨をしなかったことで、安全配慮義務違反に問われるリスクを避けることもあります。何より、労働者が健康で長い間働き続けることができれば、企業の生産性向上や業績向上につながることは確かです。近頃は個人情報保護やプライバシーの観点から受診勧奨を行わない企業も多いようですが、ぜひ積極的にやりたいものです。



## \*10月からの社会保険加入要件の変更

社会保険の加入要件が、この10月より変更となりますのでご注意ください。

(1) 従業員101人以上の企業  
次の4つに該当する従業員は社会保険の加入が義務となりました。

- ①週の所定労働時間が**20時間以上**
- ②月額賃金が、8万8千円以上
- ③2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- ④学生ではないこと

### ◆受診勧奨の方法

口頭で受診を促すこともありますが、受診勧奨は、一般的には文書で行うことが多いようです。受診勧奨文書の例がウェブサイト等で公開されていますので、参考にしてみてください。

### ◆勧奨しても受診しない場合

受診勧奨を行っても労働者が受診しない場合、安全配慮義務の観点から、事業者が義務履行のために最善を尽くした、という証拠を残しておくことが大切です。「どのように受診勧奨を行ったか」、「それに対し労働者がどのような理由で受診を拒否したのか」を記録しておきましょう。

### (2)すべての企業

雇用期間が2ヶ月以内であっても、就業規則や雇用契約書等に、契約が「更新される」または「更新される場合がある」との記載がある場合は、**入社日から**社会保険に加入する義務が生じます。

詳細はこちらをご参照下さい

[https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0729.files/kinmukikan\\_rihuretto.pdf](https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0729.files/kinmukikan_rihuretto.pdf)

## 3、今月のおすすめ本

今月は、「座らない！ 成果を出し続ける人の健康習慣」(著者;トム・ラス 翻訳; 牧野 洋 出版;集英社)をご紹介します。

この本は、私にとってはかなり耳の痛い本です。

『日本人は座りすぎ』、という話をお聞きになったこともあるかと思いますが、それだけではありません。健康的な生活をする

ための「食事」や「運動」「睡眠」の方法について、分かりやすく書かれています。

これを読むと、「現在の生活を少し改めよう」という気持ちになりますね。(長く続くかどうかは微妙ですが)

全部は難しいですが、参考にできるところは取り入れていきたいと思っています。

(川東)